

## グループホームにおけるスプリンクラー設置義務化にともなう問題について

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
室 津 滋 樹

平成25年2月に発生した高齢者グループホーム火災を受けて、消防法施行令が改正され、6項口のグループホームについては原則としてスプリンクラーを設置することとなりました。小規模なグループホームにおいては大きな影響があることから、昨年度開催された障害者施設等火災対策検討部会においても反対する意見が多く、緩和措置がもうけられることとなりました。

しかしながら、今回の消防法施行令改正にあたっては課題が多く、平成26年3月に出された施設等火災対策検討部会の報告書の中にも今後の検討課題について以下のとおり記載されています。

### 1, 障害者施設等火災対策検討部会において検討課題となっていること

\* スプリンクラー設備の設置について技術上の課題として、より施工しやすく、工事費を含めた経費がかからないスプリンクラー設備や、寝たきりの方や乳児の就寝に配慮した設備などが供給されるよう、消防庁において関係者に働きかけることが重要である。(報告書P19)

\* 避難の際に介助を要する者についての客観的な確認方法について、障害者の状態が多岐にわたることや、訓練により火災時の対応が向上することが考えられることも鑑み、今後、障害者施設等の実態において、運用上の課題が生じた場合は、認定調査項目以外によって火災時の避難の容易性が確認できる方法についての検討を行い、検討結果に応じて制度の見直しを図るなどの対応もするべきである。(報告書P11～P12)

\* 障害者施設等の用途判定に係る調整について、施設の指定や更新の際に、福祉行政担当者と消防行政担当者が共同して障害者の住まいの実態把握を行って判定することや、関係省庁で運用実例を収集・整理して地方公共団体と情報を共有するといった仕組みの検討も必要である。(報告書P21)

\* 今後の対策の進め方について、検討部会では、障害者支援法により平成26年4月1日に施行される障害者支援区分の見直しに係る検討や、検討部会の検討状況を踏まえて障害者関係団体等からの意見を聴取すべきとの指摘があったところである。

本報告書は、障害者施設等の火災対策の方向性をとりまとめたものであるが、今後さらに、障害者支援区分の見直しの動きに注視しつつ、必要に応じて障害者団体等とも意見交換を行い、実効性のある対策を構築していくことが望ましい。(報告書P21)

また、「小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(平成26

年3月28日消防予105号)の序文には「なお、共同住宅の一部を利用した小規模社会福祉施設等や小規模社会福祉施設等に適した自動消火装置の開発の状況を踏まえつつ、必要に応じ令第32条の適用についての検討を行うことにしています。各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。」との記載があります。

## 2、実際に起きていること

今回のスプリンクラー設置については検討から猶予期間が短く、既存のグループホームにおいては平成30年3月までの猶予期間があるものの、新設の場合には平成27年4月から義務化されることとなっております。このような状況の中で、スプリンクラー設置について様々な対応が起きています。

6項口になることを避けるために区分4以上の障害のある人の入居を制限する事例も出始めています。ある自治体において、複数の消防署で6項ハのグループホームが「ずっと6項ハのままとする」との誓約書の提出を求められるということが起こっています。

これは、区分4以上の人たちの入居を拒否することにつながり、また、現在入居している人の障害が重くなった場合にはこのグループホームから退居しなければならないということを意味します。

ほかに区分4以上の者が一人でも入居していれば6項口と判断するという消防署も出ています。

また、小規模であるが故に入居者が一人でも入れ替われば、あるいは一人の入居者が高齢化・重度化すれば、6項ハから6項口に変更となる場合もあり、そのため区分4以上の障害のある人が入居を拒否される、重度化すれば転居、退居を求められるといった問題も発生しています。

当初から多くの意見があつたとおり、入居者の入れ替わり等による区分変動にともなう問題は、今後全国的に広がる可能性が高いと思われまふ。

このような状況は、障害のある人たちの生活の場をなくすことにつながり、障害のある人たちの権利を侵害することになります。

また、障害者総合福祉法においては、サービス提供について、指定基準の中で「提供拒否の禁止」という規定があります。事業者は正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならないとするものですが、区分によって入居を拒否することや、区分の変更にともないサービス利用ができなくなるということは、この規定に抵触するものです。

\*障害者総合支援法・省令では、「原則として利用申し込みに対して応じなければならないが、特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する」と規定。

## 3、障害のある人たちの生活実態にあつた、実現可能な安全対策の必要性

スプリンクラー設置については、一戸建て、共同住宅ともに設置できない場合が出てきます。

建物の構造上後付けが困難な場合、当該地域の水道管の太さがたりず、加圧ポンプを設置する用地も確保できない、水道管を別に敷設しなければならないという場合、共同住宅の高層階で水圧がたりない場合など、設置できない場合にどのように対応されるのでしょうか。

また、共同住宅では水道連結型ではなく本格的なスプリンクラー設置が必要となる場合もあり、本格的なスプリンクラーでなければ機能しない場合のコストや維持管理の問題についても、具体的に提示していただきたい。

また、スプリンクラーには誤作動のリスクがつきまといまふが、特に大地震時における下の階への

水損被害補償については、火災保険が免責されるため大きな金銭負担となります。既存の天井にスプリンクラーを設置する場合の地震時誤作動対策の信頼性についても検討していただきたい。

また、スプリンクラー設置や水道管の工事を行うためには、賃貸物件における家主の承諾、区分所有分譲マンションにおける管理組合の承諾、管理規約で住宅専用と定めているマンションも多く、住宅専用マンションにおける「住宅以外の用途」の承諾が必要となり、大きな課題となります。

また、現在のスプリンクラー設置に関する省令や特例通知（消防予第 105 号）による免除規定をもってしても免除されない物件は多く、それらの物件でスプリンクラーを設置できなければグループホームを継続することができなくなります。

一戸建てではのべ面積 100 m<sup>2</sup>以上や 2～3 階建ての物件で、バルコニーや防火区画がなければ免除されません。また、共同住宅では店舗入り物件、中廊下型や階段室型の共同住宅等、構造によっては免除されませんが、実際にはそのような物件も多くあります。

今回、大阪府と大阪市の福祉部局がおこなったグループホーム調査(資料添付)においては、戸建住宅を利用したところは 33%、共同住宅を利用したところは 67%となっています。

その入居者数については、入居者 4 人以下のところは 81% (戸建 55%、共同住宅 94%)、6 人以下のところでは 96% (戸建 89%、共同住宅 100%) になります。このうち、6 項口のグループホームの割合は、35% (戸建 47%、共同住宅 29%) となっています。

また利用建物の所有としては、賃貸物件が 87% (戸建 68%、共同住宅 97%) を占めており、今回のスプリンクラー設置については、家主の承諾が得られないケースが多く、設置する上での大きな課題となっています。

厚生労働省が平成 25 年 2 月におこなった「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査」によると、グループホーム・ケアホームの共同生活住居の建物形態は、戸建住宅が 62.6% (9,589 住居)、集合住宅が 31.5% (4,825 住居) となっており、利用建物の面積は 275 m<sup>2</sup>未満が約 9 割 (13,401 住居) となっており、共同生活住居のうち 74.9% (11,443 住居) が既存建物を活用しており、建物の所有関係をみると賃貸の割合が 71% (10,843 住居) となっています。

また、同調査によるグループホーム・ケアホームの共同生活住居ごとの入居者の状況については、障害程度区分 4 以上の障害のある人が占める割合が 8 割以上の住居数は全体の 11.4% (1,752 住居) となっています。そのうち 275 m<sup>2</sup>以上の住居数は 152 住居、275 m<sup>2</sup>未満のところは 1,600 住居になります。

今回のスプリンクラー設置義務化のもたらす大きな問題は、既存の戸建住宅および共同住宅を利用した小規模なグループホームにおいては設置が困難な場合が多く、さらに緩和措置の対象ともならないという問題です。

今のままでは、このようなグループホームは継続することが困難となり、入居している人たちの生活の場が失われることとなります。スプリンクラーを設置できない小規模グループホームへの対応策を示さなければ、今後、大きな混乱が生じることは必至です。

障害者グループホームは、そもそも障害のある人たちが一般の人たちと同じ地域の中で、普通の生活を営むことができるようにという考え方に基づいてスタートし、国制度として今や入居者数 9 万人を超え、全国的な広がりを見せているものです。

障害者グループホームにとって火災安全対策は当然必要ではありますが、必要以上の安全性を求めることで障害のある人たちが住まいを失うことは本末転倒なことです。

障害のある人たちの実情を考え、小規模なグループホームにおける実現可能な安全対策をもってスプリンクラー設置を免除する規定の再検討をすべきです。また、「231号通知」（4対1の夜間支援、2階建てまで）について、5対1～6対1の夜間支援、3階建てまで拡大するなどの検討も必要です。

安全性を確保するための方法について、今一度、小規模なグループホームの現状に基づいた検討をおこない、小規模なグループホームが存続できなくなる事態を招かないように、また、グループホームからの退居を余儀なくされる入居者、あるいは入居を拒まれる入居者が出ないようにしていただきたい。